

一般社団法人プロフェッショナル心理カウンセラー協会（以下、「当協会」とする）は、全心連公認 認定相談機関（以下、認定相談機関）が健全なカウンセリングルーム経営を行うことを目的として、本規約を策定する。

第 1 条（基本的姿勢）

認定相談機関を経営する、一般社団法人全国心理業連合会公認 全国統一認定資格 プロフェッショナル心理カウンセラー（以下、プロフェッショナル心理カウンセラー）は、事業主としての自覚を持ち、各種法令（医事法、刑法、商法、税法等）を遵守し、健全な経営を行うものとする。

第 2 条（資格および加入条件）

認定相談機関を経営する者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- 1 プロフェッショナル心理カウンセラーの資格を保有していること。
- 2 当協会の理念に賛同し、所定の登録年会費を支払うことに同意すること。
- 3 認定相談機関の運営に意欲的に取り組むこと。
- 4 本規約および別途定める全心連公認プロフェッショナル心理カウンセラー倫理規定（以下、倫理規定）を遵守すること。

第 3 条（事業の範囲）

認定相談機関の事業の範囲は、以下のとおりとする。

- 1 認定相談機関が行う事業は傾聴をベースにした相談業務であり、心理カウンセリングをサービスとして提供すること。
- 2 その他、倫理規定に基づいてサービスを提供すること。

第 4 条（商標・ノウハウの貸与）

当協会は認定相談機関に対し、以下の経営ノウハウを貸与するものとする。登録期間終了後は 1 週間以内に当協会に返還しなければならない。

- 1 経営ノウハウの貸与
- 2 教育研修等の提供
- 3 認定相談機関認定証の発行
- 4 看板、手帳、ファイル、カルテ、名刺等
- 5 商標・商号・ロゴ等の使用

第 5 条（経営支援）

当協会は認定相談機関に対し、以下の経営支援を行うものとする。

- 1 ミーティング開催を通して、情報提供、経営指導等を行い、目標達成のための方法を検討し指導を行う。
- 2 当協会が必要と判断した時、巡回訪問による経営全般指導。
- 3 当協会のホームページおよび広告による宣伝広告。
- 4 各種専門家およびスーパーバイザーによる指導。

第 6 条（認定相談機関の義務）

- 1 店舗および備品等は、認定相談機関の負担で準備するものとする。
- 2 当協会の指定する損害保険に、認定相談機関の負担で加入しなければならない。
- 3 認定相談機関は、営業日、営業時間を明示する。
- 4 認定相談機関は、クライアントに対し、事前に時間・内容・料金を提示し、それに関して双方納得のうえ、クライアントからサインをいただいた時点で、正式な申し込み完了とする。
- 5 認定相談機関は、カルテやデータ等について細心の注意を持って管理を行わなければならない。カルテは鍵つきの棚に保管する。データは専用の PC 等に保管するものとし、ウイルスソフトをインストールして常に最新の状態に保ち、ファイル交換ソフトを使用しない等、漏洩防止のためにあらゆる手段を講じる。
- 6 認定相談機関は、当協会より貸与された経営ノウハウを、登録期間および終了後を問わず、他に開示・漏洩してはならない。
- 7 認定相談機関の設置場所、出張範囲、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに当協会に報告するものとする。なお、報告が遅れたことによる損害等に関しては、当協会は責を負わないものとする。
- 8 本規約および倫理規定遵守のため、当協会より改善の余地があると判断されたとき、認定相談機関はその指導に随順しなければならない。

第 7 条（守秘義務）

- 1 認定相談機関は、職務上知り得たクライアントおよび関係者の個人情報および相談内容に関しては、個人情報保護法その他の各種法令に準じ、細心の注意をもってその秘密保持に努めなければならない。他人、公共の場所に資料

を提供するときは、必ず必要な匿名化を行うとともに、クライアント（未成年の場合は保護者）の同意を得なければならない。

- 2 ホームページやブログ、ツイッター等の SNS 等には、クライアント（未成年の場合は保護者）の同意がない限り、掲載してはならない。
- 3 第1項及び前項については、クライアントあるいは他の人の生命に危険が及ぶ等、緊急な事態にあると判断される場合や、法による定めがある場合は、この限りではない。
- 4 グループワーク等の場合、メンバーの守秘について事前に伝えなければならない。
- 5 面接等の内容については、客観的かつ正確に記録しておかなければならず、かつ厳重に保管しなければならない。原則としてカウンセリングの終結日より5年間保管とし、クライアントから情報開示を求められた場合には、原則として応じるものとする。
- 6 第7条、守秘義務は認定相談機関登録期間終了後も有効に存続する。

第8条（禁止事項）

- 1 当協会主催の活動支援ミーティングならびにケースカンファレンスへは認定相談機関登録をしたプロフェッショナル心理カウンセラーが参加するものとし、第三者が参加してはならない。
- 2 認定相談機関は、心理カウンセリング事業以外のサービスの提供や商品の販売をしてはならないものとし、特にスピリチュアル、宗教に関しては細心の注意を払うものとする。認定相談機関内でそれらの活動や勧誘を行うことや、関連する看板、書物、物品等を置くことは禁止する。
- 3 暴力団やその関係者、政治団体等の役員およびその関係者は、認定相談機関として経営を行ってはならない。
- 4 認定相談機関は、指導のため当協会が認定相談機関への立ち入りを行う際、当協会の行動を妨げたり、帳票等の提出を拒否してはならない。
- 5 認定相談機関は、心理カウンセリングによって得たクライアントの名簿を、転用してはならない。
- 6 認定相談機関は、当協会が許可した事業でのサービスの提供や商品の販売にあわせて、他の従たる商品やサービスを、認定相談機関または認定相談機関が指定する事業者から購入させ、その他、認定教育機関または認定教育機関が指定する事業者と取引するように強制してはならない。
- 7 認定相談機関は、認定相談機関としての権利を許可なく、第三者に譲渡もしくは売却してはならない。

第9条（損害賠償）

認定相談機関が本規約に違反し相手方に損害を与えた場合、認定相談機関がその損害の全額を相手方に賠償するものとし、当協会はその責を負わない。

第10条（登録抹消）

以下の項目に該当する場合、当協会は何らの通知催告を行わず、認定相談機関としての登録を抹消することができ、再登録も受け付けない。

- 1 本規約および倫理規定に違反したとき
- 2 登録年会費の支払いが12ヶ月以上滞ったとき
- 3 刑事訴追を受けたとき
- 4 失踪したとき
- 5 当協会の信用もしくは名誉を著しく損なう言動があったとき
- 6 当協会からの再三にわたる是正勧告にもかかわらず、是正がなされないとき
- 7 暴力団およびその関係者、特定の宗教団体・政治団体と関係があると認められたとき

第11条（期間）

- 1 認定相談機関としての登録期間は1年間とし、期間満了3ヶ月前までに書面による意思表示がない限り、1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。ただし、当協会の制度等に変更が生じた場合は、更新後は新制度に従うものとする。
- 2 登録期間終了後、認定相談機関の費用により、1週間以内に貸与物を当協会に返却しなければならない。

第12条（休止）

- 1 認定相談機関は、介護・長期の病気療養その他これに類する理由による場合には、理事会の承認を得ることによって休会することができる。
- 2 休止しようとする場合は、休止をしようとする1か月前までに、代表理事宛に申請を行うものとする。
- 3 登録料の未納がある場合は、未納を清算したのち休止を承認する。
- 4 休止中の登録料は免除とする。
- 5 休止は最長3年とする。ただし、やむを得ない理由により再休会を希望する場合は、代表理事宛に申請を行うものとする。

第13条（認定相談機関規約の変更）

当協会は、必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。